

裁 決 書

審査請求人 ○ ○ ○ ○
処 分 庁 熊 取 町 長

審査請求人が令和5年4月7日付けで提起した情報不存在決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

第1 事案の概要

- 1 審査請求人は、条例第5条第1項の規定により、令和4年12月15日に、処分庁に対し、次の本件対象文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
 - ・ 個人情報保護条例制定時に個人情報保護規則第5条に規定する告示をおこなった際、当該告示に対して文書取扱規程第11条の規定に基づき付された「暦年による一連番号」がわかるもの。なお、告示台帳によりわかる場合は、その告示台帳でよい。
- 2 処分庁は、本件公開請求に対し、条例第11条の規定により本件処分を行い、令和4年12月28日付4熊総第3474号で審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和5年4月7日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）により、熊取町長に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、次の理由から本件処分を取り消す及び情報公開条例に規定する公開請求に対する決定等を改めて行うとの裁決を求めている。

(1) 熊取町は、令和4年2月15日付け3熊保育第2759号(以下「3熊保育第2759号」という。)において、当該告示を行ったと主張しており、告示を行う際には、文書取扱規程第11条の規定に基づき、「暦年による一連番号」を付さなければならないものとされている。また、同規程により告示文書は永年保存しなければならない文書とされている。

(2) 熊取町は、令和4年12月28日付け4熊総第3479号において「熊取町規程のうち、熊取町長または町職員が規程に規定された事務を適切に実施していないもの」について存在しないと回答していることから、文書取扱規程に規定された事務は全て適切に実施しているということが確認できる。

(3) 告示を行えば、一連番号を付さなければならず、その一連番号を管理している文書が告示台帳である。平成10年及び平成11年の告示台帳には、当該告示に付した一連番号を確認できないのであれば、平成10年及び平成11年以外の年に当該告示を行ったはずである。また、公開を求めた情報は告示台帳のみではない。一連番号や当該告示を行ったことが、告示台帳で確認できるのであれば、告示台帳でよいとして請求しているのである。告示台帳で確認できなければ、当該告示文書そのものや、当該告示を行う際の起案文書、文書取扱責任者が保管文書の点検で使用している文書等も請求に係る情報等となる。

(4) 文書取扱規程には告示文書に暦年による一連番号を付さなければならないと規定され、告示文書の他、告示台帳にも記載されている。個人情報保護規則第5条に規定する告示を行ったことは3熊保育第2759号で、また、4熊保育第3479号から熊取町規程に規定された事務が全て適切に実施されていると藤原敏司熊取町長は認めている。

(5) 文書取扱規程別表第1に告示に関する重要なものは永年保存しなければならない文書として定められている。

(6) 以上のことから告示を行った年の告示台帳が存在しているにもかかわらず、その告示に関する暦年の一連番号がないはずがなく、一連番号が確認できないのであれば、一連番号を適切に付さなかったか、一連番号を付したが文書の保存を適切にしていなかったかのどちらかしかなく、文書取扱規程に規定されている事務を適切に実施していないこととなり、情報不存在決定通知書は不当な通知書となる。

2 処分庁の主張

処分庁は、次のとおり主張し、本件審査請求の却下を求めている。

(1) 今回請求の「個人情報保護条例制定時に個人情報保護規則第5条に規定する告示を行った際、当該告示に対して文書取扱規程第11条の規定に基づき「暦年による一連番号」がわかるもの」について、当該一連番号は、告示台帳により付番等しているが、個人情報保護条例及び個人情報保護規則を制定した年(平成10年及び平成11年)に係る告示台帳に

は、個人情報保護条例制定時に個人情報保護規則第5条に規定する告示を行ったことが確認できる情報がないため、情報不存在の通知を行ったものである。

(2) 個人情報保護条例及び個人情報保護規則を制定した年から令和5年までの告示台帳をすべて確認したものの該当する情報は確認できなかった。

第3 理由

1 情報公開審査会の判断

(1) 争点について

審査請求人は、3熊保育第2759号から熊取町は個人情報保護条例制定当時の縦覧の告示をおこなっており、告示文書は永年保存文書であることなどから公開請求した情報は存在していると主張している。また、個人情報保護条例、個人情報保護規則を制定した年(平成10年、平成11年)の告示台帳において当該告示に付した一連番号を確認できないのであれば、その年以外の年に当該告示を行ったはずであるほか、告示台帳で確認できないのであれば、告示を行う際の起案文書等も請求に係る情報となると主張している。

一方、処分庁は、公開請求された情報について、個人情報保護条例及び個人情報保護規則を制定した年だけでなく、補充説明書において、制定した年以降に係る告示台帳をすべて確認した結果、該当する情報が確認できないため、当該情報は存在しないと主張としている。

以上の点から、審査請求人が請求した情報が存在すると認められるか否かが争点である。

(2) 本件処分の妥当性について

本件対象文書は、個人情報保護条例制定時に個人情報保護規則第5条に規定する告示をおこなった際、当該告示に対して文書取扱規程第11条の規定に基づき付された「暦年による一連番号」がわかるものである。

審査請求人は、熊取町長が、個人情報保護条例及び個人情報保護規則を制定した年(平成10年、平成11年)に係る告示台帳に、当該告示に付した一連番号を確認できないのであれば、それらの年以外の年に当該告示を行ったはずであると主張しているが、これに対し、処分庁は、平成10年から令和5年までのすべての告示台帳をすべて確認し、審査請求人が公開請求した情報に関する記述がない旨説明、主張しており、現に告示台帳で暦年による一連番号がわかる記載がないと認められる。

なお、審査請求人からの補充意見書における主張(①条例制定当時の告示に関する主張、②変更の告示の要否に関する主張)については、告示の手續の是非を問うものというべきであり、当審査会の審査の対象外であり、判断すべき内容とは認められない。

かつ、当審査会は、処分庁が行った事務が適切であるか否かを判断するところではない。

以上のことから、記述がない事について確認したうえでの不存在決定は、妥当である。

2 結論

情報公開審査会の判断と同様の理由により、不存在決定は妥当であると判断する。よって行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和6年2月19日

熊取町長 藤原 敏司

教 示

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、熊取町を被告として（訴訟において熊取町を代表する者は熊取町長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることができません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、熊取町を被告として（訴訟において熊取町を代表する者は熊取町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります、なお、正当な理由があるときは、上記の期間がこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。